１　県内の患者の状況

（１）検査陽性者の状況（令和3年7月27日 24時現在）

（単位：人）

陽性者数（累積）	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
		中等症以下	重　症			入院調整				
42,860	345	326	19	369	99	62	226	0	1,315	40,506
+260	+23	+24	△　1	+35	+44	+36	+18	△　2	0	+142

※下段は前日比

［検査内訳］　（単位：件）（単位：人）

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	123,927		123,927	12,135
	+399		+399	+20
民間検査機関等（医療機関等）	311,670	113,354	425,024	30,725
	+1272	+729	+2001	+240
合計	435,597	113,354	548,951	42,860
	+1671	+729	+2400	+260

※医療機関等からの報告により集計

※下段は前日比

［入院内訳］

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	1,214	345	869	28.4%
うち重症対応	137	19	118	13.8%
宿泊	1,475	369	1,106	25.0%
合計	2,689	714	1,975	26.5%

（２）令和3年3月1日から7月27日に発生した患者の（24,892人）

①直近の患者推移（6月1日～）

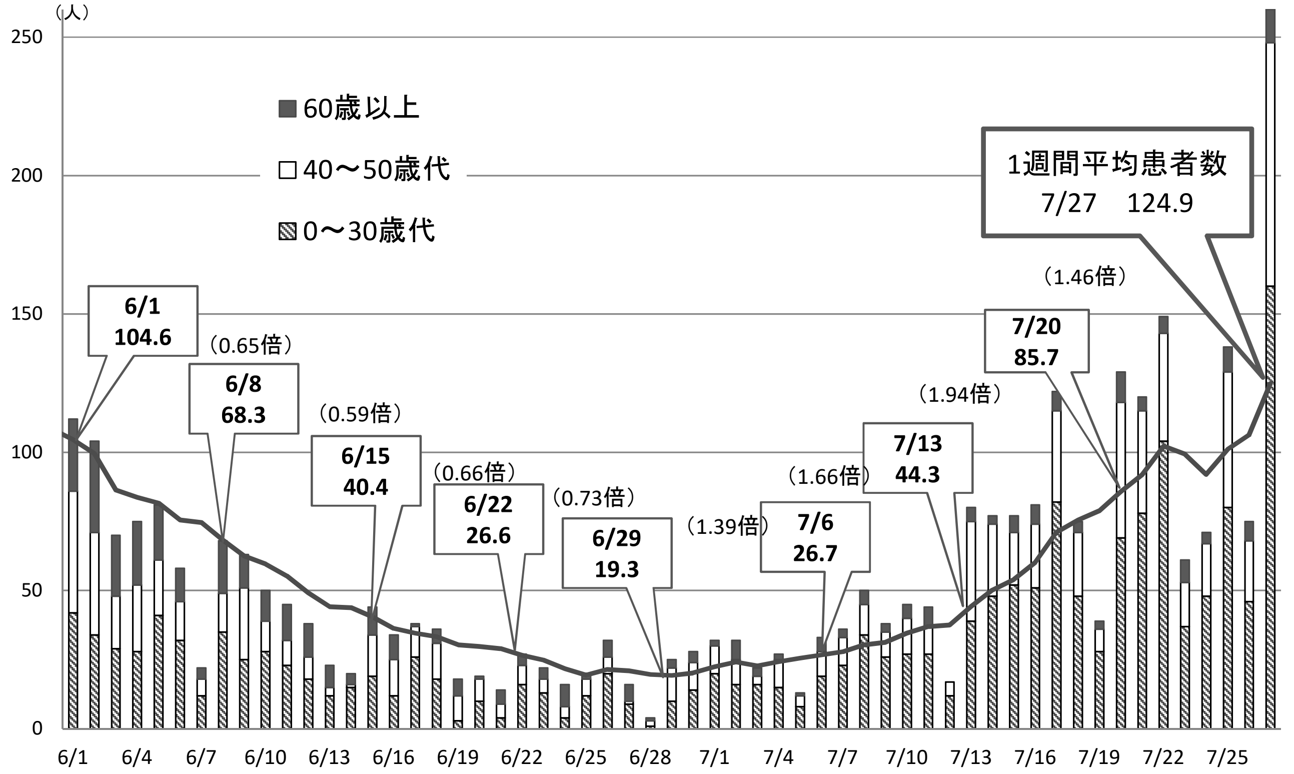

（3）患者の属性等

① 男女別患者数

区分	3/1～6/30 患者数	(%)	7/1～7/27 患者数	(%)	7/21～7/27 患者数	(%)
男性	11,554	50.3	1,077	55.4	473	54.1
女性	11,395	49.7	866	44.6	401	45.9
合計	22,949	100	1,943	100	874	100

② 年齢別患者数

区分	3/1～6/30 患者数	(%)	7/1～7/27 患者数	(%)	7/21～7/27 患者数	(%)
10代未満	886	3.9	66	3.4	36	4.1
10代	2,208	9.6	299	15.4	122	14.0
20代	3,984	17.4	532	27.4	251	28.7
30代	2,753	12.0	315	16.2	143	16.4
小計	9,831	42.8	1,212	62.4	552	63.2
40代	3,223	14.0	313	16.1	149	17.0
50代	3,352	14.6	278	14.3	122	14.0
小計	6,575	28.7	591	30.4	271	31.0
60代	2,156	9.4	93	4.8	35	4.0
70代	2,156	9.4	37	1.9	12	1.4
80代	1,590	6.9	7	0.4	3	0.3
90代以上	641	2.8	3	0.2	1	0.1
小計	6,543	28.5	140	7.2	51	5.8
合計	22,949	100	1,943	100	874	100

③ 管轄保健所別患者数

区分		3/1～6/30 患者数	(%)	7/1～7/27 患者数	(%)	7/21～7/27 患者数	(%)	10万対
県所管								
	芦屋	497	2.2	52	2.7	19	2.2	20.1
	宝塚	1,385	6.0	89	4.6	45	5.1	13.4
	伊丹	1,378	6.0	127	6.5	62	7.1	16.2
	加古川	1,187	5.2	88	4.5	38	4.3	9.1
	加東	822	3.6	46	2.4	16	1.8	6.0
	中播磨	66	0.3	14	0.7	7	0.8	17.0
	龍野	405	1.8	18	0.9	11	1.3	6.9
	赤穂	216	0.9	6	0.3	3	0.3	3.3
	豊岡	47	0.2	2	0.1	0	0.0	0.0
	朝来	70	0.3	1	0.1	1	0.1	1.9
	丹波	151	0.7	14	0.7	8	0.9	7.9
	洲本	212	0.9	16	0.8	11	1.3	8.6
小計		6,436	28.0	473	24.3	221	25.3	－
神戸市		9,281	40.4	561	28.9	247	28.3	16.2
姫路市		1,511	6.6	206	10.6	85	9.7	16.0
尼崎市		2,219	9.7	275	14.2	108	12.4	23.8
西宮市		2,200	9.6	282	14.5	157	18.0	32.2
明石市		1,302	5.7	146	7.5	56	6.4	18.6
小計		16,513	72.0	1,470	75.7	653	74.7	－
合計		22,949	100	1,943	100	874	100	15.9

④ 感染経路別患者数
（※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。）

発生地	感染推定場所		3/1～6/30 患者数	(%)	7/1～7/27 患者数	(%)	7/21～7/27 患者数	(%)
県内	飲食店		148	1.2	20	2.5	10	2.9
	家庭		6,709	55.2	416	51.6	191	54.7
	職場・施設・学校等		1,362	11.2	87	10.8	41	11.7
	友人との会合、談話等		749	6.2	122	15.1	64	18.3
	クラスター		2,883	23.7	92	11.4	14	4.0
		医療機関	(518)	(4.3)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
		高齢者福祉施設等	(1,432)	(11.8)	(7)	(0.9)	(3)	(0.9)
		学校・園	(469)	(3.9)	(49)	(6.1)	(8)	(2.3)
		飲食店	(50)	(0.4)	(21)	(2.6)	(0)	(0.0)
		職場	(375)	(3.1)	(15)	(1.9)	(3)	(0.9)
		その他	(39)	(0.3)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
	その他		226	1.9	22	2.7	17	4.9
小計			12,077	99.3	759	94.2	337	96.6
県外	飲食店		8	0.1	1	0.1	1	0.3
	職場・施設・学校等		28	0.2	23	2.9	4	1.1
	友人との会合、談話等		25	0.2	14	1.7	7	2.0
	その他		26	0.2	9	1.1	0	0.0
小計			87	0.7	47	5.8	12	3.4
合計			12,164	100.0	806	100.0	349	100.0
調査中			0		1,107		525	
不明			10,785		30			
総計			22,949		1,943		874	

２　７月以降に継続又は新規発生したクラスターの状況（7月27日現在）

類型	管轄	施設区分		陽性者数	属性別 利用者 患者等	属性別 職員等	第1例目 公表日
福祉施設	尼崎	障害サービス事業所		6	4	2	7月22日
	計		１ヶ所	6	4	2	
		内７月以降新規分	１ヶ所	6	4	2	
事業所	神戸	事業所		7	0	7	7月10日頃
	姫路	事業所	①	6	0	6	7月7日
			②	5	0	5	7月7日
	加古川	事業所		7	0	7	7月16日
	加東	事業所		17	0	17	6月8日
	計		５ヶ所	42	0	42	
		内７月以降新規分	４ヶ所	25	0	25	
学校等	神戸	中学校		14	14	0	7月9日
	明石	中学校		24	22	2	7月14日
	伊丹	保育園		9	6	3	7月16日
	加東	学校		6	6	0	7月14日
	計		４ヶ所	53	48	5	
		内７月以降新規分	４ヶ所	53	48	5	
飲食店等	神戸	酒類を提供する飲食店		31	25	6	6月30日
	計		１ヶ所	31	25	6	
		内７月以降新規分	０ヶ所	0	0	0	
合計			11ヶ所	132	77	55	
		内７月以降新規分	９ヶ所	84	52	32	

【参考１】11月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

累計	11月～2月		3月～6月		7月～	
	発生件数	陽性者数	発生件数	陽性者数	発生件数	陽性者数
福祉施設	58	1206	78	1404	1	6
医療機関	45	1818	26	480	0	0
学校	24	247	44	475	4	53
事業所	9	137	25	325	4	25
飲食店	10	84	6	78	0	0
その他	7	73	7	161	0	0
合計	153	3,565	186	2,923	9	84

月別クラスター種類発生状況

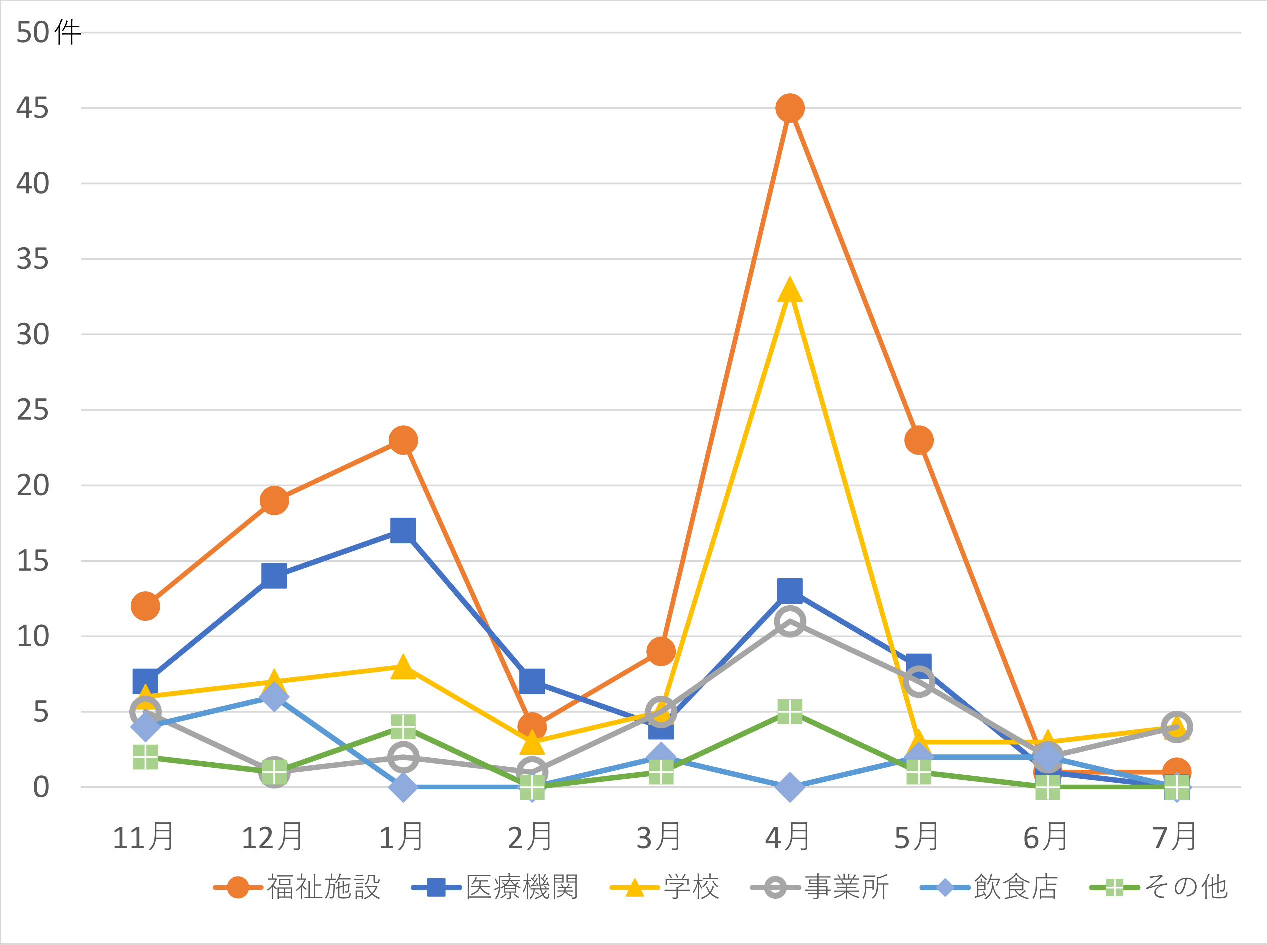

【参考２】11月以降に発生したクラスターの月別発生件数

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
福祉施設	12	19	23	4	9	45	23	1	1
医療機関	7	14	17	7	4	13	8	1	0
学校	6	7	8	3	5	33	3	3	4
事業所	5	1	2	1	5	11	7	2	4
飲食店	4	6	0	0	2	0	2	2	0
その他	2	1	4	0	1	5	1	0	0
計	36	48	54	15	26	107	44	9	9

３　国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況		
	①病床のひっ迫具合注2			②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑥感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床				
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 20%以上	入院率 40%以下	最大確保病床数の占有率 20%以上	人口10万人当りの全療養者数　20人以上	5%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 15人以上	50%
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 50%以上	入院率 25%以下	最大確保病床数の占有率 50%以上	人口10万人当りの全療養者数　30人以上	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 25人以上	50%
兵庫県 (7月27日)	28.4%	33.2%	13.8%	19.0人	8.3%	15.9人	60.1%
備　　考	入院者数　345人 確保病床数　1214床	入院者数　345人 全療養者数　1041人	入院者数(重症)　19人 確保病床数(重症)　137床	全療養者数　1041人 人口　5,466千人	陽性者数(直近1週間)　874人 検査数(直近1週間)　10440件	患者数(直近1週間)　874人 人口　5,466千人	感染経路不明者数(直近1週間)　526人 患者数(直近1週間)　874人

３－２　国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制の負荷				感染の状況					
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③陽性者数/PCR等検査件数（週間）	④直近1週間の陽性者数	⑤感染経路不明の者の割合（週間）	新規患者数（人）	1日当たり検査件数（件）	直近1週間とその前1週間の比
	入院医療		重症者用病床							
	確保病床使用率	入院率	確保病床使用率							
単位	%	%	%	人口10万人対	%	人口10万人対	%			
ｽﾃｰｼﾞⅢ指標	20%	40%	20%	20	5%	15	50%			
ｽﾃｰｼﾞⅣ指標	50%	25%	50%	30	10%	25	50%			
6月28日	12.7	－	12.5	4.4	1.3	2.5	56.9	4	1,773	0.67
6月29日	11.8	－	11.7	4.4	1.3	2.4	54.0	25	1,186	0.72
6月30日	11.3	－	10.2	4.2	1.4	2.5	53.1	28	1,852	0.81
7月1日	11.4	－	11.7	4.4	1.6	2.8	54.7	32	1,257	1.03
7月2日	12.0	－	15.4	4.6	1.7	3.0	53.8	32	1,447	1.24
7月3日	11.6	－	13.9	4.6	1.6	2.9	54.0	22	1,077	1.06
7月4日	12.0	－	11.7	4.7	1.7	3.1	56.4	27	1,189	1.15
7月5日	13.0	－	12.5	4.7	1.8	3.2	56.9	13	1,525	1.30
7月6日	12.8	－	11.7	4.7	1.9	3.4	56.1	33	1,130	1.38
7月7日	12.5	－	11.0	5.0	2.0	3.5	59.4	36	1,902	1.38
7月8日	12.1	－	9.4	5.2	2.1	3.8	61.9	50	1,751	1.35
7月9日	12.6	－	10.9	5.5	2.1	4.0	62.5	38	1,622	1.29
7月10日	12.1	－	10.9	5.7	2.2	4.4	65.2	45	1,432	1.52
7月11日	12.6	－	11.6	6.1	2.5	4.7	64.4	44	678	1.52
7月12日	11.9	－	10.9	5.9	2.5	4.8	65.0	17	1,801	1.46
7月13日	12.1	－	10.9	6.6	2.7	5.6	65.8	80	2,209	1.65
7月14日	13.3	－	9.4	7.2	3.0	6.4	64.1	77	1,837	1.80
7月15日	14.0	－	10.2	8.1	3.4	6.9	62.6	77	1,482	1.77
7月16日	16.5	－	10.9	9.2	3.6	7.7	59.6	81	2,004	1.92
7月17日	16.7	－	11.6	9.9	4.2	9.1	55.6	122	1,799	2.05
7月18日	16.5	33.5	10.2	10.9	4.4	9.6	56.5	75	739	2.04
7月19日	19.6	38.1	10.9	11.4	4.7	10.0	55.3	39	1,538	2.09
7月20日	21.0	37.0	9.4	12.6	5.5	10.9	56.0	129	1,467	1.93
7月21日	22.5	36.6	8.7	13.7	5.9	11.7	55.6	120	1,781	1.83
7月22日	22.4	33.8	9.4	14.7	6.3	13.0	55.5	149	2,019	1.89
7月23日	22.4	32.4	9.4	15.4	6.8	12.7	55.2	61	733	1.65
7月24日	23.1	32.7	10.2	15.7	7.1	11.7	56.8	71	751	1.29
7月25日	23.9	32.8	10.9	16.2	7.8	12.9	57.9	138	668	1.33
7月26日	26.5	35.0	14.5	16.8	7.8	13.5	59.8	75	2,088	1.34
7月27日	28.4	33.2	13.8	19.0	8.3	15.9	60.1	260	2,400	1.45

※「⑤感染経路の不明率」は速報値で集計
※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等(保健所設置市の自宅療養含む。)の合計

4　他都道府県の直近1週間の陽性患者数・人口10万人あたり人数等

（人）

区分	直近1週間患者数 (7/21～7/27)	人口10万人あたり人数	前週比
兵庫県	874	15.9	1.45

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

（人）

区分		直近1週間患者数 (7/21～7/27)		人口10万人あたり人数		前週比
全　　国		35,476		28.1		1.63
北海道		843		16.0		1.45
埼玉県	重点	3,128	④	42.5		1.69
千葉県	重点	2,473	⑤	39.5		1.49
東京都	緊急	12,338	①	88.6		1.60
神奈川県	重点	4,179	③	45.4		1.42
愛知県		746		9.8		1.53
滋賀県		128		9.0		1.85
京都府		490		18.9		1.84
大阪府	重点	3,200	⑥	36.3		1.58
奈良県		182		13.6		1.34
和歌山県		78		8.4	★	2.16
福岡県		1,095		21.4	★	2.39
沖縄県	緊急	1,200	②	82.5	★	2.55

※「緊急」：緊急事態宣言実施区域、「重点」：まん延防止等重点措置実施区域

第５波（7 月 1 日～）の特徴（第４波との比較）

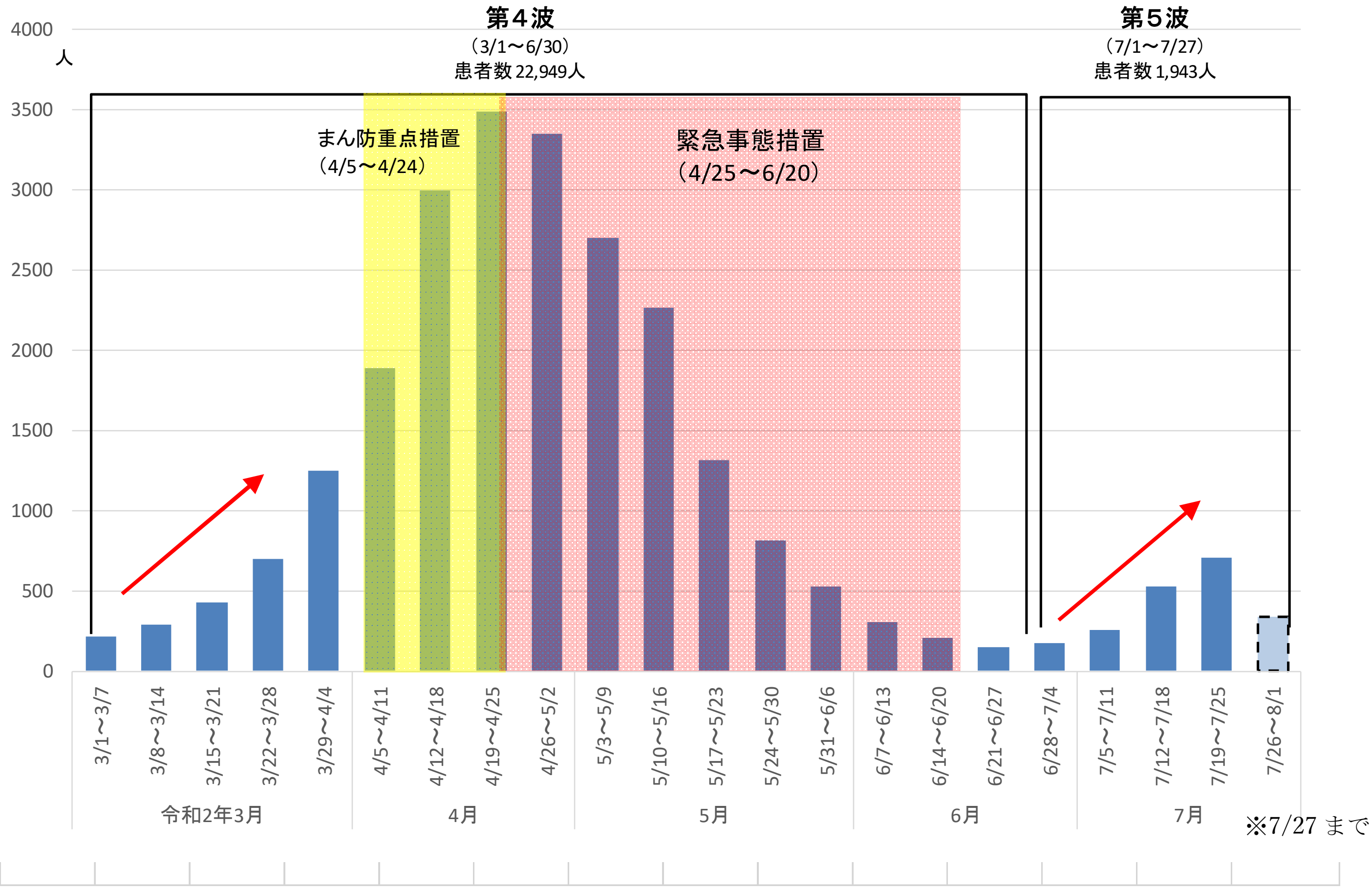

特徴

１　新規感染者の状況

若い世代が占める割合が多い（30 歳代以下が半数以上）

２　感染経路別の状況

（１）クラスター（特に高齢者施設）の発生が少ない

（２）若い世代の感染経路は「友人との会合等」、「飲食店」が多い

３　療養状況

（１）入院患者数及び重症者数が少ない

（２）若い世代は入院の割合が少ない

1　新規感染者の状況（年代別）

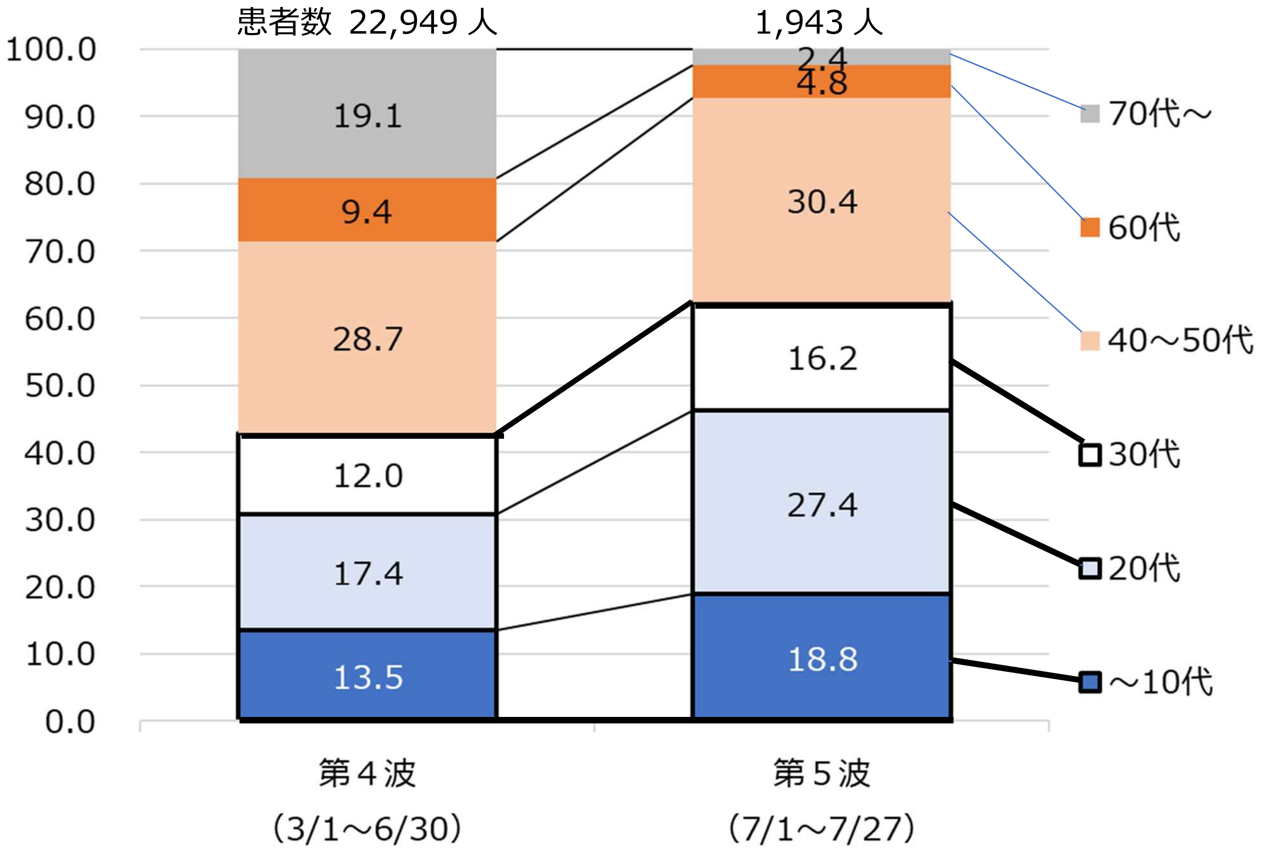

２　感染経路の状況

（１）感染経路の割合

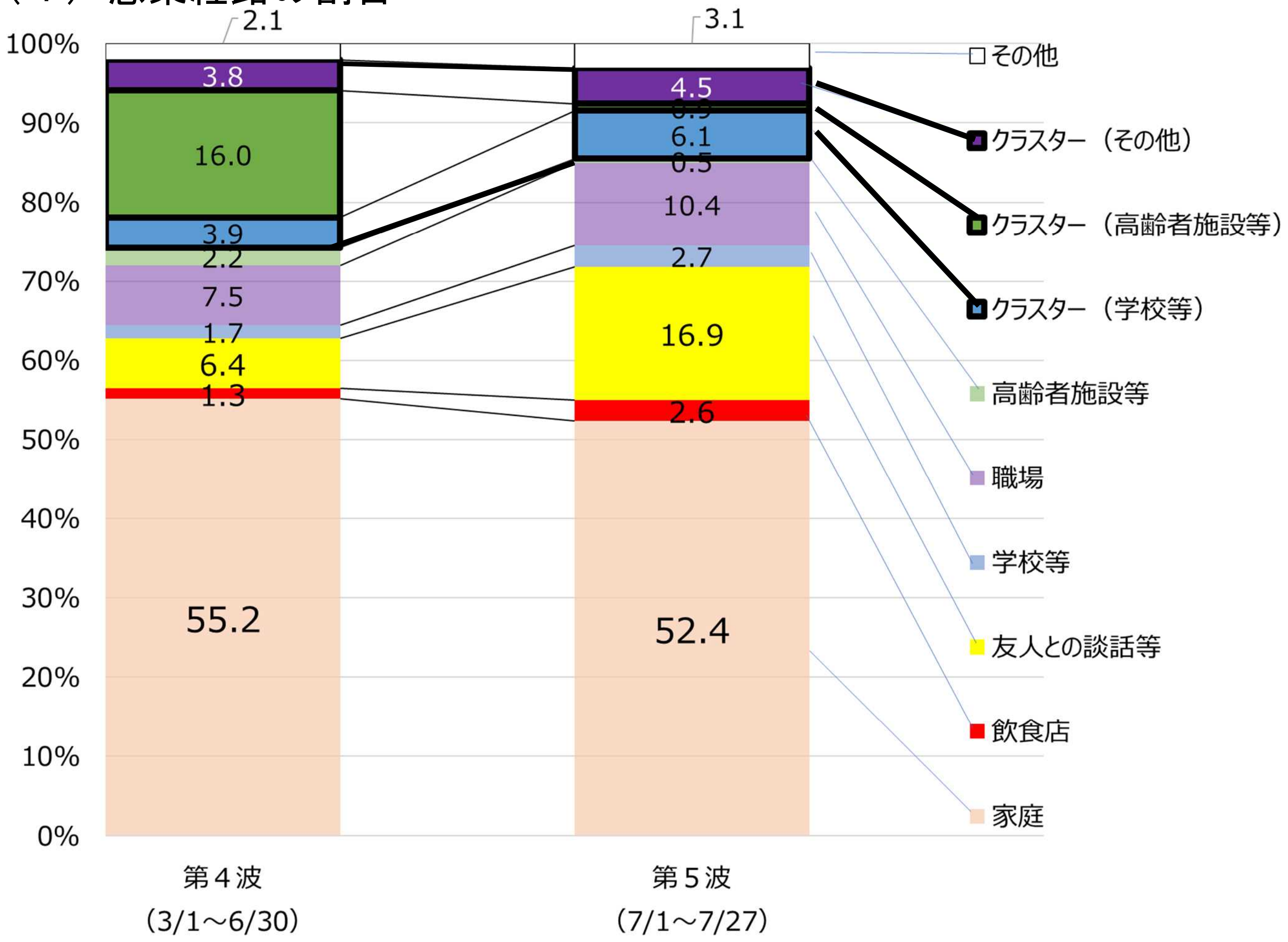

（２）年齢別感染経路の割合

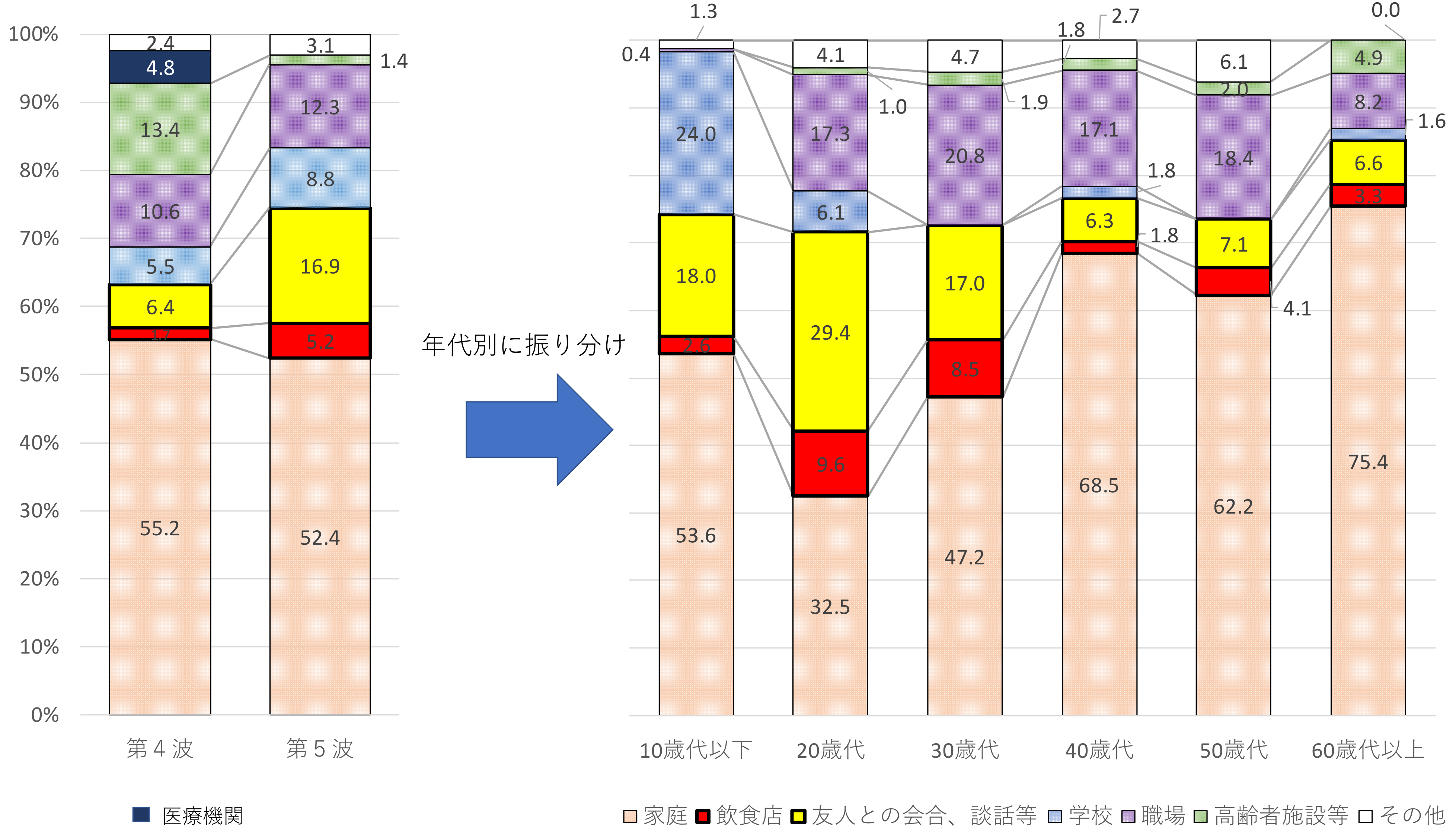

※ クラスターは「学校」、「職場」、「施設」別に振り分けした。

３　療養状況

（１）「第３波～第４波」と「第４波～第５波」の患者数の比較

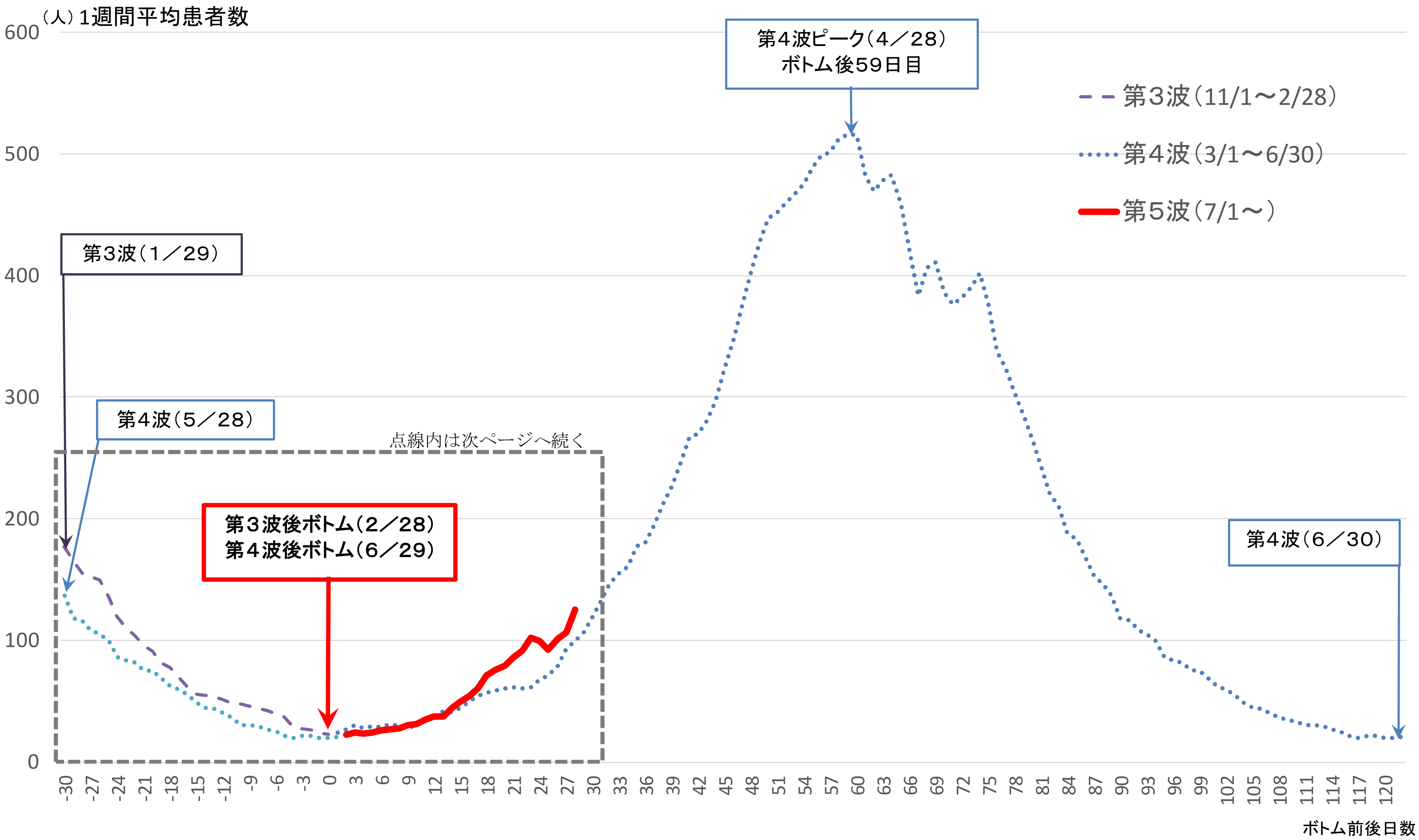

（２） 入院患者数及び重症者数の状況

（ア）新規陽性患者（1週間平均患者数）の推移（第3波、第4波ボトムを中心として）

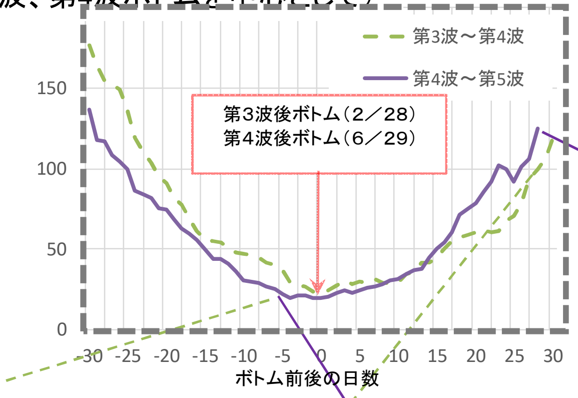

（イ）入院患者数（中等症以下、重症者別）及び重症患者割合の推移

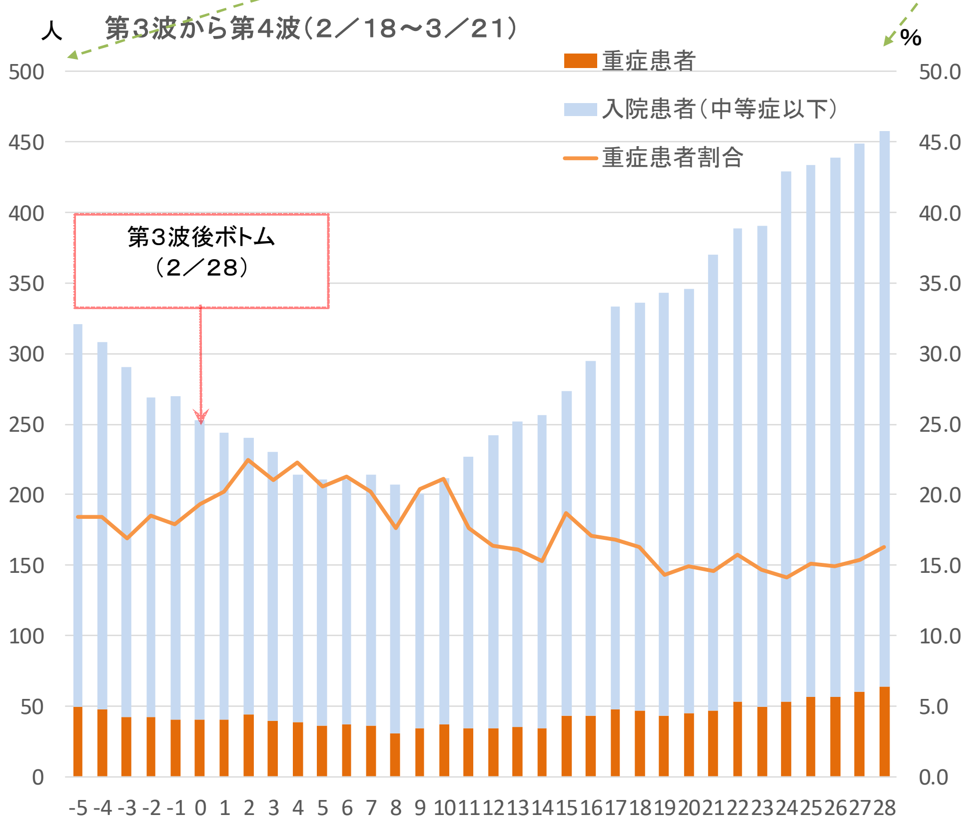

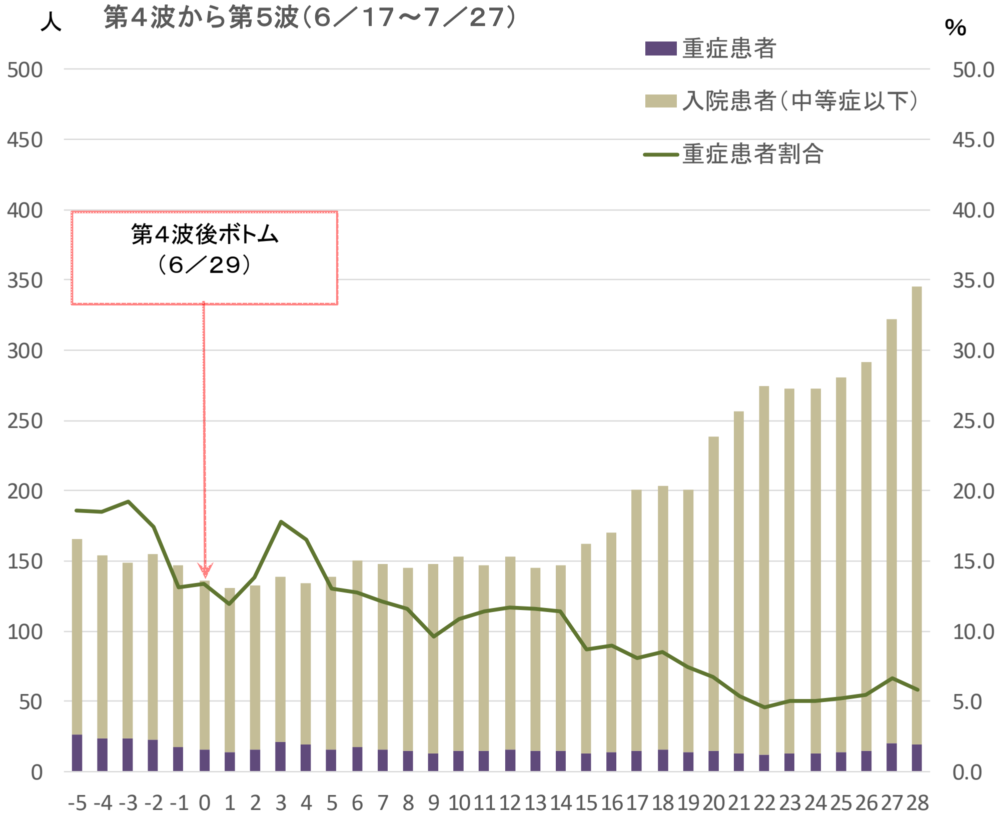

（３）年代別療養状況及び重症者の状況

（ア）年代別療養状況（県管轄分 7/1～7/26）

	30歳以下		40～50歳代		60歳以上		計	
	人数 (%)	(%)	人数 (%)	(%)	人数 (%)	(%)	人数 (%)	(%)
医療機関	54 (24.5%)	(43.2%)	53 (46.5%)	(42.4%)	18 (62.1%)	(14.4%)	125 (34.4%)	(100%)
宿泊・自宅等	166 (75.5%)	(69.7%)	61 (53.5%)	(25.6%)	11 (37.9%)	(4.6%)	238 (65.6%)	(100%)
計	220 (100%)	(60.6%)	114 (100%)	(31.4%)	29 (100%)	(8.0%)	363 (100%)	(100%)

（イ）重症者の状況（７月２６日１７時現在）

	重症者数		呼吸器状態			重症治療期間			
	人数	(%)	ECMO	人工呼吸器	その他	1週間以内	1-2週間	2-4週間	4週間以上
10歳代	1 ※ てんかん発作	(5.6%)			1	1			
20歳代									
30歳代									
40歳代	4	(22.2%)		1	3	3	1		
50歳代	6	(33.3%)	1	3	2	4	1	1	
60歳代	5	(27.8%)		2	3	1	1		3
70歳代以上	2	(11.1%)			2	2			
計	18	(100.0%)	1	6	11	11	3	1	3

新型コロナウイルス感染症の医療体制について

Ⅰ　現状

1　病床等の運用体制

新たな病床確保計画（1,200 床程度うち重症 130 床程度）に基づき、重症対応 137 床、中等症 818 床、軽症 259 床の計 1,214 床を確保している。

まん延防止等重点措置解除後の７月 12 日から、病床 700 床程度(うち重症 100 床程度)、宿泊療養施設 1,000 室程度の体制(感染増加期並)で運用している。

区分		1 感染小康期	2 感染警戒期	3 感染増加期	4(国ステージⅢ) 感染拡大期１	5(国ステージⅣ) 感染拡大期２	6 感染拡大特別期
目安 新規感染者週平均 [週患者数/人口10万人]		30人未満 [5人未満]	30人以上 [5人以上]	70人以上 [10人以上]	110人以上 [15人以上]	190人以上 [25人以上]	総合的に判断
体制構築の考え方		30人の新規感染者に対応	70人の新規感染者に対応	110人の新規感染者に対応	190人の新規感染者に対応	390人の新規感染者に対応	
病床	病床数	400床程度	550床程度	700床程度	900床程度	1,050床程度	1,200床程度～
	うち 重症病床数	70床程度	80床程度	100床程度	110床程度	120床程度	130床程度～
宿泊 療養	室数	500室程度 (3施設)	600室程度 (4施設)	1,000室程度 (7施設)	1,200室程度 (8施設)	1,300室程度 (9施設)	1,500室程度～ (10施設～)

2　新規感染者数・病床利用率の状況

新規感染者数は増加傾向にあるものの、現時点では、病床に一定程度余裕がある。

区分	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27
新規患者数	80	77	77	81	122	75	39	129	120	149	61	71	138	75	260
1週平均	44.3	50.1	54.0	60.1	71.1	75.6	78.7	85.7	91.9	102.1	99.3	92.0	101.0	106.1	124.9
10万対	5.6	6.4	6.9	7.7	9.1	9.6	10.0	10.9	11.7	13.0	12.7	11.7	12.9	13.5	15.9
病床利用率 (入院者数)	12.1% (147)	13.3% (162)	14.0% (170)	16.5% (201)	16.7% (203)	16.5% (201)	19.6% (238)	21.0% (256)	22.5% (274)	22.4% (273)	22.4% (273)	23.1% (281)	23.9% (291)	26.5% (322)	28.4% (345)
重症	10.9% (15)	9.4% (13)	10.2% (14)	10.9% (15)	11.6% (16)	10.2% (14)	10.9% (15)	9.4% (13)	8.7% (12)	9.4% (13)	9.4% (13)	10.2% (14)	10.9% (15)	14.5% (20)	13.8% (19)

※国のステージⅢ指標：人口 10 万人あたり週患者数 15 人、病床利用率 20%以上

Ⅱ　感染拡大に備えた対応・体制

1　病床等の運用体制

（1）基本的な考え方

感染者や病床利用率の動向を注視し、状況に応じて機動的にフェーズを変更することにより、必要な病床及び宿泊療養施設の運用を行う。

(例えば､感染状況の急拡大が見受けられる場合､増加期から感染拡大期１を超えて拡大期２へ移行)

（2）運用体制の見直し

病床に一定程度余裕があるものの、１週間平均の患者数が感染拡大期Ⅰの目安である 110 人を超え、今後も感染の拡大が想定されることから、適切な医療体制を確保できるよう、病床 900 床程度(うち重症 110 床程度)､宿泊療養施設 1,200 室程度の体制(感染拡大期１並)で運用する。

2　陽性患者の療養区分

（1）基本的な考え方

区　　分	対　象　患　者
入院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ(Sp02≦93%、酸素投与が必要)以上の者は優先して入院
宿泊療養	無症状または軽症者
医療強化	65 歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは 65 歳以上の軽症者
自宅療養	子育てや介護等の特別な事情がある者で、感染対策を十分に行える場合

無症状者・軽症者については、妊婦や基礎疾患がある者など入院対応が望ましい場合を除き、宿泊療養施設での療養を基本とする。

（2）感染拡大期における対応

フェーズ区分変更後、入院病床や宿泊療養施設の利用状況等を踏まえながら、

① 医療ケアの充実(医師派遣：週３回→毎日) を図ったうえで、軽症・無症状者は、宿泊療養施設での療養としつつ、

② 無症状者については、保健所による健康観察の実施など十分な医療観察体制を確保したうえで、自宅での療養も実施する。

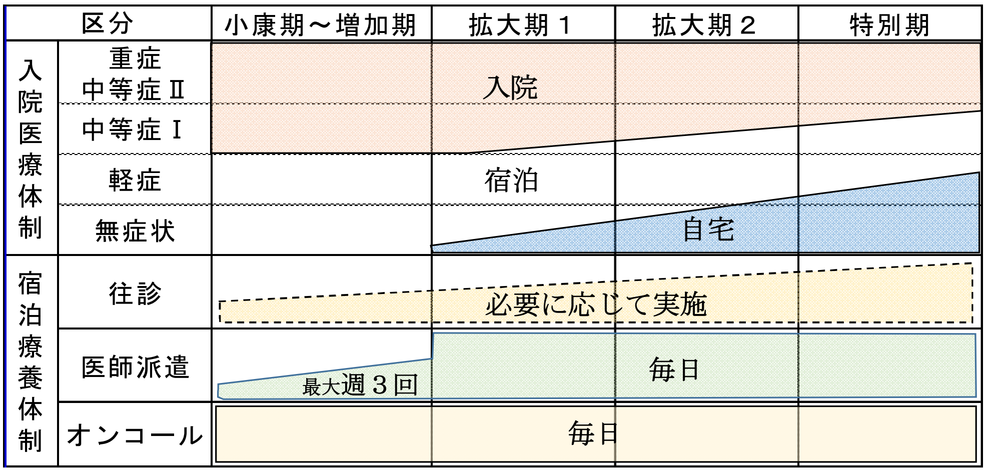

3　保健所体制

（1）支援体制の構築

感染者の増加に対応するため、「保健師バンク」の活用や看護系大学教員による支援、民間派遣応援チームの増員などにより、順次、保健所体制を強化する。

（2）感染拡大期における対応

自宅待機者・療養者の症状悪化の予防や早期発見を行い、夜間急変や在宅死亡を防ぐため、

ア　「家庭訪問等」については、保健所保健師が、重点的に対応

イ　「疫学調査」は、「保健師バンク」の活用や看護系大学教員による支援や民間派遣の応援チームを中心に実施

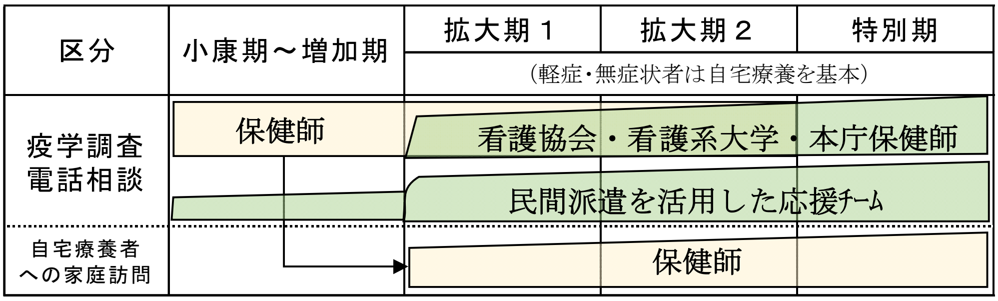

まん延防止等重点措置実施区域指定の国への要請について

本県は、新規感染者数が昨日 260 人、本日 254 人となり、直近１週間平均 140 人を超え、人口 10 万人当り 18.4 人でステージⅢの水準に入るなど、感染増加の局面にある。第４波の感染増加局面とも酷似しており、東京圏や大阪などで感染者数の大幅な増加が見られることに加えて、夏休みによる人出の増加が見込まれ、第５波の感染急拡大が懸念される。

このような状況を踏まえ、今後の感染拡大を防止し、医療体制を確保していくためにも、まん延防止等重点措置実施区域の指定を国に要請する。

（重症病床使用率と感染状況）

（本　　県）	重症病床使用率	新規感染者数 直近１週間人口 10 万人当り	新規感染者数 直近１週間平均	備　　考
国指標Ⅲ	**20%**	**15 人**	**—**	
国指標Ⅳ	50%	25 人	—	
まん防(前回) 6/21 時点	21.3%	3.7 人	29 人	まん防措置：6/21～7/11 (本県指定申請せず)
現在 7/28 時点	13.8%	18.4 人	144.0 人	

(R3 年 3 月及び 7 月の比較)

R3 年 3 月	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
感染者数	33	78	73	76	61	64	46	23	84	118	100	116	164	91	70	176	211
１週間平均	44.7	50.0	54.5	57.1	58.8	60.2	61.5	60.1	61.0	67.4	70.8	78.7	93.0	99.4	106.1	119.2	132.5
人口10万人当り	5.7	6.4	6.9	7.3	7.5	7.7	7.8	7.7	7.8	8.6	9.0	10.0	11.9	12.7	13.5	15.2	16.9
前週比	1.5	1.7	1.8	1.6	1.6	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.9	1.9
R3 年 7 月	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
感染者数	17	80	77	77	81	122	75	39	129	120	149	61	71	138	75	260	254
１週間平均	37.5	44.3	50.1	54.0	60.1	71.1	75.5	78.7	85.7	91.8	102.1	99.2	92.0	101.0	106.1	124.8	144.0
人口10万人当り	4.8	5.6	6.4	6.9	7.7	9.1	9.6	10.0	10.9	11.7	13.0	12.7	11.7	12.9	13.5	15.9	18.4
前週比	1.4	1.6	1.8	1.7	1.9	2.1	2.0	2.1	1.9	1.8	1.8	1.6	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5

※7 月 12 日：まん延防止等重点措置解除日

政府対策本部長
内閣総理大臣　菅　義偉　様

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置の公示に関する要請について

兵庫県においては、県民への外出自粛要請や飲食店への営業時間短縮の要請などを実施し、感染防止に努めてまいりました。

しかしながら、新規感染者数が昨日 260 人、本日 254 人となり、直近１週間平均 140 人を超え、人口 10 万人当りでステージⅢの水準に入るなど、感染増加の局面を迎えています。第４波の感染増加局面とも酷似しており、今後夏休みによる人出の増加が見込まれ、第５波の感染急拡大が懸念されます。

このような状況を踏まえ、県と国がより一層連携し、さらなる集中的な感染防止対策をとることが必要であることから、本日、県対策本部会議において、国に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請することを決定いたしました。

つきましては、本県を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示することについて要請いたします。

令和３年７月 28 日

兵庫県対策本部長
兵庫県知事　井戸　敏三

感染リバウンド防止対策の延長

１．趣旨

本県の感染状況は１週間移動平均が 140 人を超え、人口 10 万人当りでステージⅢの水準に入るなど、感染増加局面にある。このため、感染拡大防止を図るため、現在行っている感染リバウンド防止対策について、一部地域の時短要請を強化した上で延長する。

併せて、まん延防止等重点措置区域の指定を国に要請する。

２．感染リバウンド防止対策の延長

・延長期間：現行の国の対処方針実施期間を踏まえ、8/22(日)まで延長

・時短要請：地域の感染状況等を踏まえ、東播磨地域及び姫路市の飲食店等への時短要請を強化(21 時 30 分→20 時 30 分)

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">感染リバウンド防止対策(まん延防止等重点措置実施区域指定までの間)
(特措法第 24 条第 9 項)</th></tr>
<tr><td>区　　域</td><td colspan="2">県全域</td></tr>
<tr><td>延 長 期 間</td><td colspan="2">8／1(日)～8/22(日)[22 日間]（現行：7/12(月)～7/31(土))
※国対処方針の実施期間 8/22 まで延長</td></tr>
<tr><td>外 出 自 粛</td><td colspan="2">○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛
○県境を超えた不要不急の往来の自粛　　等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">飲 食 店 等</td><td>神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市
東播磨(明石市除く)地域、姫路市
[全体として前回のまん延防止等重点措置地域と同じエリアに拡大]</td><td>北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨
但馬・丹波・淡路地域</td></tr>
<tr><td>○時短要請
・時短要請： 5 時～20 時 30 分
・酒類提供：11 時～19 時 30 分</td><td>○時短要請
・時短要請： 5 時～21 時 30 分
・酒類提供：11 時～20 時 30 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">○感染対策徹底
・酒類提供の場合の「一定の要件」遵守
・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨
・カラオケ設備の利用自粛の協力依頼</td></tr>
<tr><td rowspan="3">多数利用施設</td><td>神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市
東播磨(明石市除く)地域、姫路市</td><td>北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨
但馬・丹波・淡路地域</td></tr>
<tr><td>○時短協力依頼：5 時～20 時 30 分</td><td>○時短協力依頼：5 時～21 時 30 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請
○業種別ガイドラインを踏まえた感染対策の徹底</td></tr>
<tr><td>イベント開催</td><td colspan="2">○国の開催基準に準拠
・収容定員:50%以内(大声を出さない場合 100%以内)
・人数上限:1 万人(収容定員の 50%以内(≦1 万人)又は 5 千人以下のいずれか大きい方)</td></tr>
<tr><td>出 勤 抑 制</td><td colspan="2">○在宅勤務(テレワーク)の推進　等</td></tr>
</table>

R3.7.28

新規感染者数の人口10万人当り及び対前週比

圏域・保健所	① 7/14～7/20		② 7/21～7/27		前週比 ②／①
	感染者数	人口10万人当り	感染者数	人口10万人当り	
神戸	**154**	**10.13**	**247**	**16.25**	**1.60**
阪神南	**183**	**17.70**	**284**	**27.46**	**1.55**
尼崎	88	19.47	108	23.89	1.22
西宮	74	15.18	157	32.20	2.12
芦屋	21	22.21	19	20.10	0.90
阪神北	**70**	**9.78**	**107**	**14.95**	**1.52**
宝塚	27	8.07	45	13.45	1.66
伊丹	43	11.28	62	16.27	1.44
東播磨	**101**	**14.16**	**94**	**13.18**	**0.93**
明石	77	25.70	56	18.69	0.72
加古川	24	5.80	38	9.19	1.58
北播磨（加東）	**13**	**4.92**	**16**	**6.06**	**1.23**
中播磨	**64**	**11.22**	**92**	**16.13**	**1.43**
姫路	60	11.33	85	16.06	1.41
中播磨	4	9.74	7	17.06	1.75
西播磨	**6**	**2.43**	**14**	**5.67**	**2.33**
龍野	4	2.53	11	6.96	2.75
赤穂	2	2.25	3	3.38	1.50
但馬	**1**	**0.63**	**1**	**0.63**	**1.00**
豊岡	1	0.93	0	0.00	－
朝来	0	0.00	1	1.96	－
丹波	**5**	**4.96**	**8**	**7.94**	**1.60**
淡路（洲本）	**3**	**2.36**	**11**	**8.68**	**3.66**
全県	**600**	**10.97**	**874**	**15.98**	**1.45**

※前週比１以上を
黄色マーカー

（黄色）→ステージⅢ　（橙色）→ステージⅣ

※ステージⅢ
10万人当り　15人以上

※ステージⅣ
10万人当り　25人以上

赤字：人口10万人当り感染者数が全県以上

営業時間短縮要請の実施に係る飲食店に対する協力金

県独自の時短要請に応じていただいた飲食店等を運営する事業者の皆様に対し、８月１日以降も引き続き「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第６期）」を支給します。申請受付は、７月 12 日からの要請分と合わせて、要請期間終了後の状況を踏まえて開始する予定です。

１ 対象者

県の要請に応じて時短営業（休業を含む）に協力いただいた店舗を運営する事業者

２ 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

３ 支給額等（８月１日以降の内容）

<table>
<tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">内 容</th></tr>
<tr><th>神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市</th><th>北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域</th></tr>
<tr><td>対象期間</td><td colspan="2">令和３年８月１日(日)～８月 22 日(日)（22 日間）</td></tr>
<tr><td>対象施設</td><td colspan="2">対象区域内の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗</td></tr>
<tr><td>支給要件</td><td>・通常、午後８時 30 分を超えて営業する店舗が、営業時間を午後８時 30 分までに短縮すること。
・酒類の提供(*)は、午前 11 時から午後７時 30 分までとすること。</td><td>・通常、午後９時 30 分を超えて営業する店舗が、営業時間を午後９時 30 分までに短縮すること。
・酒類の提供(*)は、午前 11 時から午後８時 30 分までとすること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">支 給 額</td><td colspan="2">下記により算出した１日当たり額/店舗×時短営業日数（最大 22 日間）</td></tr>
<tr><td>※<中小企業>
前年又は前々年の１日当たり売上高に応じて単価決定
・83,333 円以下の店舗：2.5 万円
・83,334 円～25 万円の店舗：（前年等の１日当たり売上高）×0.3 の額
・25 万円以上の店舗：7.5 万円</td><td rowspan="2">２万円/日・店舗</td></tr>
<tr><td><大企業> *中小企業もこの方式を選択可
前年等からの１日当たりの売上高の減少額×0.4（1 千円から千円単位、上限：20 万円又は前年等の１日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額）</td></tr>
</table>

(*) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む

［参考：４月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等］

	区域	4/1〜	4/5〜	4/22〜	4/25〜	6/1〜	6/21〜	7/12〜
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域		［まん延防止等重点措置］					
	阪神北地域・明石市						［まん延防止等重点措置］	
	東播磨(明石市除く)・姫路市	［県による時短要請］			［緊急事態措置］			
	中播磨地域(姫路市除く)							
	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域						［県による時短要請］	

申請期間	5/25〜6/30【第3期】	6/1〜6/30【第4期】	7/12〜受付開始【第5期】	8月以降に受付開始【第6期】

飲食店等への新型コロナ対策応援事業

Ⅰ　新型コロナ対策適正店認証の普及促進

感染症対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、適正店として認証することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策を推進

１　認証対象	県内の飲食店及び喫茶店 （ﾃｲｸｱｳﾄ・宅配のみの営業形態の店舗は対象外）
２　認証基準	以下の 10 の基準を満たしていること（詳細別添） ①アクリル板等の設置(又は、座席間隔の確保)、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用の推奨、④換気の徹底、⑤入店制限、⑥時短要請遵守、⑦ｶﾗｵｹ設備の提供自粛、⑧長時間飲食にならないよう呼びかけ、⑨体調がすぐれない人への対応、⑩感染防止対策宣言ポスター掲示
３　認証手続	・　認証を希望する飲食店等は、県ホームページからの電子申請又は紙申請書(申請書は県民局・県民センター、市役所、町役場で配布)の郵送により申請 ・　申請された飲食店等に対し、申請内容及び実地調査により認証基準を満たしていることを確認 ・　確認後、認証ステッカーを交付、店頭・店内等に掲出 ・　認証店の店名及び住所は希望により県ホームページに掲載

Ⅱ　がんばるお店“安全安心 PR”応援事業

コロナ禍の影響を受けている飲食店等に対する県独自支援として、令和２年５月から“第一弾がんばるお店・お宿応援事業”においてテイクアウト・デリバリーへの参入支援を、令和３年４月から第二弾で感染防止対策等への支援を実施（裏面参考１参照）

今回新たに、飲食店が行う新型コロナ感染防止対策を踏まえた安全安心 PR 等による事業継続の取組に対して支援

１　補助対象者	次の①、②を満たす事業者 ① 県内で営業する飲食店を営む中小法人及び個人事業主 ② 新型コロナ適正店認証ステッカー交付済みの中小法人及び個人事業主 ※認証申請中（交付見込み）の場合も補助申請を受付
２　補助対象期間	令和３年７月１日～１０月３１日 ※必要に応じて延長
３　補助対象経費	① 安全安心をＰＲする販促経費 （チラシ、ノボリ、ディスプレイ、広告掲載費等） ② 感染防止対策設備・備品導入費、消耗品費 （非接触決済システム、注文システム、ＣＯ２センサー等）
４　補助金額	１店舗あたり５万円(下限)～１０万円(上限)の定額補助
５　補助予定件数	１４，０００件

（参考１）がんばるお店・お宿応援事業の状況

区　分	第一弾（Ｒ2・4月・6月補正）	第二弾（Ｒ3当初）
対象事業	・テイクアウト・デリバリーへの参入 ・地元食材を使用した新商品開発　等	・テイクアウト・デリバリーの実施 ・地元食材を使用した新商品開発 ・感染防止対策
対象事業者	飲食店・小売店・宿泊施設を営む小規模事業者	飲食店・宿泊施設を営む中小事業者 ※テイクアウト・デリバリー専門店を営む事業者は除く。
募集期間	Ｒ２．５／１２～６／１０	Ｒ３．４／１～６／２３
補助率・上限	定額（５～１０万円）/１事業者あたり	定額（５～１０万円）/１店舗あたり
予算額・件数 （実績件数）	助成金：500,000 千円 5,000 件（4,728 件）	助成金：1,350,000 千円 13,500 件（13,450 件）

（参考２）中小企業新事業展開応援事業

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開（業態やサービス提供方法等の変更や追加）にかかる取組みを支援（詳細別添）

（参考３）新型コロナ対策適正店認証制度の実施状況

区　分	申請件数	交付済み件数	備　考
(1)4、5 月の見回り結果に基づく認証	－	７，０１３件	7 月 26 日現在
(2)認証申請に基づく認証（6/24～）	２，８２６件	１，４１５件	
(1)＋(2)合計	－	**８，４２８件** （※　県内飲食店等の約 30%が認証済）	

飲食店等の皆さまへ

新型コロナ対策適正店認証制度のご案内

感染症対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、適正店として認証することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図ります。

■ **認証対象** ： 飲食店及び喫茶店
（ﾃｲｸｱｳﾄ・宅配のみの営業形態の店舗は対象外）

■ **手続き方法**

（1） 認証を希望する飲食店等は、県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからの**電子申請又は**紙申請書（申請書は県民局・ｾﾝﾀｰ、市役所、町役場で配布）の**郵送により申請**

（2） 申請された飲食店等に対し、申請内容及び**実地調査により**認証基準を満たしていることを**確認**

（3） **確認後、認証ｽﾃｯｶｰを交付**
店頭・店内等に掲出してください。

※認証店の店名及び住所は希望により**県ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載します**

■ **問い合わせ先**

兵庫県新型ｺﾛﾅ対策適正店認証ｺｰﾙｾﾝﾀｰ
078－272－6511（平日9:00～17:00）
県ホームページ
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html

■　認証基準

適正店としての認証基準である以下の1～10の項目すべて満たしているかを確認します。

番号		項目	対策の内容	備考
1	(1)	アクリル板等（パーティション）の設置	座席と座席の間にﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝを設置している。 (同居家族等であることが確認できる場合は例外的にﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝを外す運用を認めても良い)	「(1)及び(2)」又は「(3)」のいずれかを満たしていれば可
	(2)		ﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝの高さは、目を覆う程度の高さである。 (参考)17歳男性の平均座高は、92cm(平成27年度学校保健統計調査)	
	(3)	座席の間隔の確保	座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している。	
2	(4)	手指消毒の徹底	店内入口に消毒液を設置している。	「(4)及び(5)」いずれも満たしていれば可
	(5)		入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている。(入店時に難しい場合は注文時)	
3	(6)	食事中以外のマスク着用の推奨	食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけにて行っている。	
4	(7)	換気の徹底	**【建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象施設(*)(換気設備を備えている場合)】**　(*)床面積の合計が3,000 m^2以上の店舗等 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている。	「(7)」、「(8)」又は「(9)」のいずれかを満たしていれば可
	(8)		**【建築物衛生法の対象外施設】** 換気設備により換気を行っている(換気設備により必要換気量(一人当たり毎時 30 m^3)を確保している)。	
	(9)		**【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設（換気設備を備えていない場合）】** 窓･ドア等を定期的に開放している。 〔定期的に換気(30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける))することにより、十分な換気を行っている　等〕 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度･湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している。	
5	(10)	入店制限	同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としている。	
6	(11)	時短要請遵守	要請された営業時間を遵守している。	
7	(12)	ｶﾗｵｹ設備の提供自粛	カラオケ設備の提供をしていない。(カラオケボックスを除く)	
8	(13)	長時間飲食にならないよう呼びかけ	長時間(2時間程度以内)の飲食にならないよう呼びかけている。	
9	(14)	体調がすぐれない人への対応	体調がすぐれない従業員が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。	
10	(15)	感染防止対策宣言ポスター	「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。	

兵 庫 県

飲食店の皆様へ

コロナ禍に対応したビジネスモデルの再構築や
新事業展開を応援します

中小企業新事業展開応援事業

補助対象者

次の①、②を満たす事業者

①兵庫県内に事業所を有する中小企業者

②申請前の直近6ヶ月間のうち任意の3ヶ月間の合計売上高がコロナ以前
（2019年又は2020年1～3月）の同3ヶ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**していること

補助対象事業

コロナ禍の環境変化に応じたビジネスモデルの再構築や新たな事業展開（**業態やサービス提供方法等の変更や追加**）に係る取組み

事業実施期間：交付決定以降～令和4年1月31日（月）

事業活用のイメージ

例1）弁当販売店の場合 ・・・ 高齢者向けの宅配事業を新たに開始

例2）和食店の場合 ・・・ 和食に特化した料理教室事業に参入

補助対象となる経費

建物改修費、設備導入費、システム導入費、広告宣伝費、販売促進費、クラウドサービス利用費、開発費、委託費、専門家謝金　など

補助金額

下表の補助対象経費の額に応じた補助金額

補助対象経費（税抜き）	補助金額
50万円以上 ～ 70万円未満	35万円
70万円以上 ～ 100万円未満	50万円
100万円以上 ～ 150万円未満	75万円

申請期間

令和3年7月5日（月）～7月30日（金）必着

申請様式

申請に必要な様式、手続き方法等は兵庫県のホームページに掲載しています
https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/chushokigyoshinzigyotenkaiouen.html
※詳細は公募要領をご確認ください

お問い合わせ先

県またはお近くの商工会・商工会議所まで！

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課　TEL:078-341-7711（内線3565）

商工会・商工会議所　https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/chushokigyosiensinseisaki.html

令和３年７月 28 日

感染リバウンド防止対策の延長について

<table>
<tr><th>区　分</th><th>感染リバウンド防止対策</th><th>感染リバウンド防止対策の延長</th></tr>
<tr><td>区　　域</td><td>全　域</td><td>全　域</td></tr>
<tr><td>期　　間</td><td>令和３年７月 12 日(月)から７月 31 日(土)まで（20 日間)</td><td>令和３年８月１日(日)から８月 22 日(日)まで（22 日間)
※まん延防止等重点措置実施区域指定までの間</td></tr>
<tr><td>外出自粛等</td><td>〔特措法第 24 条第９項〕
・感染拡大地域への不要不急の往来及び県境を越えた不要不急の往来の自粛を要請
・時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請
・感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、ｶﾗｵｹ店など）の利用の自粛を要請
・酒類を購入し、店舗の店先･路上･公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請</td><td>〔特措法第 24 条第９項〕
・感染拡大地域への不要不急の往来及び県境を越えた不要不急の往来の自粛を要請
・時短要請時間外に飲食店等に出入りしないことを要請
・感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、ｶﾗｵｹ店など）の利用の自粛を要請
・酒類を購入し、店舗の店先･路上･公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請</td></tr>
<tr><td>飲　食　店
遊興施設(*1)
結婚式場(*1)</td><td>（神戸市、阪神南･阪神北地域、明石市）
〔特措法第 24 条第９項等〕
○時短要請等
・５時～20 時 30 分の営業時間短縮を要請
・酒類提供(*3)は 11 時～19 時 30 分とすることを要請
・ｶﾗｵｹ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)
○感染対策の徹底を要請
※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請及び「新型ｺﾛﾅ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨

（東播磨（明石市除く）･北播磨･中播磨･西播磨･但馬･丹波･淡路地域）
〔特措法第 24 条第９項等〕
○時短要請等
・５時～21 時 30 分の営業時間短縮を要請
・酒類提供(*3)は 11 時～20 時 30 分とすることを要請
・ｶﾗｵｹ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)
○感染対策の徹底を要請
※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請及び「新型ｺﾛﾅ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨</td><td>（神戸市、阪神南･阪神北･東播磨地域、姫路市）
〔特措法第 24 条第９項等〕
○時短要請等
・５時～20 時 30 分の営業時間短縮を要請
・酒類提供(*3)は 11 時～19 時 30 分とすることを要請
・ｶﾗｵｹ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)
○感染対策の徹底を要請
※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請及び「新型ｺﾛﾅ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨

（北播磨･中播磨(姫路市除く)･西播磨･但馬･丹波･淡路地域）
〔特措法第 24 条第９項等〕
○時短要請等
・５時～21 時 30 分の営業時間短縮を要請
・酒類提供(*3)は 11 時～20 時 30 分とすることを要請
・ｶﾗｵｹ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場)
○感染対策の徹底を要請
※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請及び「新型ｺﾛﾅ対策適正店認証」の積極的な取得の推奨</td></tr>
<tr><td>多数利用施設

〔特措法施行令第 11 条〕

④劇場、観覧場、映画館、演芸場
⑤集会場、公会堂
⑥展示場
⑦百貨店、ﾏｰｹｯﾄその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資売場を除く)
⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)
⑨運動施設、遊技場
⑩博物館、美術館
⑪遊興施設(*2)
⑫ｻｰﾋﾞｽ業(生活必需ｻｰﾋﾞｽを除く)を営む店舗</td><td>（神戸市、阪神南･阪神北地域、明石市）
〔特措法第 24 条第９項等〕
<table>
<tr><th>種類</th><th>要請内容</th></tr>
<tr><td>運動・遊技施設</td><td rowspan="8">・20 時 30 分までの営業時間短縮の協力依頼
・酒類提供(*3)は 11 時～19 時 30 分とすることを要請

・ｲﾍﾞﾝﾄ開催制限の要件を準用した施設の運用を要請
・入場整理の実施を要請
・感染対策の徹底を要請
※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請</td></tr>
<tr><td>劇場、映画館等</td></tr>
<tr><td>集会・展示施設</td></tr>
<tr><td>博物館等</td></tr>
<tr><td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td></tr>
<tr><td>遊興施設</td></tr>
<tr><td>商業施設(生活必需物資を除く)</td></tr>
<tr><td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td></tr>
</table>
※ｲﾍﾞﾝﾄ開催及び映画上映の場合は、21 時までの営業時間短縮要請等

（東播磨（明石市除く）･北播磨･中播磨･西播磨･但馬･丹波･淡路地域）
〔特措法第 24 条第９項等〕
<table>
<tr><th>種類</th><th>要請内容</th></tr>
<tr><td>運動・遊技施設</td><td rowspan="8">・21 時 30 分までの営業時間短縮の協力依頼
・酒類提供(*3)は 11 時～20 時 30 分とすることを要請

・ｲﾍﾞﾝﾄ開催制限の要件を準用した施設の運用を要請
・入場整理の実施を要請
・感染対策の徹底を要請
※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請</td></tr>
<tr><td>劇場、映画館等</td></tr>
<tr><td>集会・展示施設</td></tr>
<tr><td>博物館等</td></tr>
<tr><td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td></tr>
<tr><td>遊興施設</td></tr>
<tr><td>商業施設(生活必需物資を除く)</td></tr>
<tr><td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td></tr>
</table></td><td>（神戸市、阪神南･阪神北･東播磨地域、姫路市）
〔特措法第 24 条第９項等〕
<table>
<tr><th>種類</th><th>要請内容</th></tr>
<tr><td>運動・遊技施設</td><td rowspan="8">・20 時 30 分までの営業時間短縮の協力依頼
・酒類提供(*3)は 11 時～19 時 30 分とすることを要請

・ｲﾍﾞﾝﾄ開催制限の要件を準用した施設の運用を要請
・入場整理の実施を要請
・感染対策の徹底を要請
※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請</td></tr>
<tr><td>劇場、映画館等</td></tr>
<tr><td>集会・展示施設</td></tr>
<tr><td>博物館等</td></tr>
<tr><td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td></tr>
<tr><td>遊興施設</td></tr>
<tr><td>商業施設(生活必需物資を除く)</td></tr>
<tr><td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td></tr>
</table>
※ｲﾍﾞﾝﾄ開催及び映画上映の場合は、21 時までの営業時間短縮要請等

（北播磨･中播磨(姫路市除く)･西播磨･但馬･丹波･淡路地域）
〔特措法第 24 条第９項等〕
<table>
<tr><th>種類</th><th>要請内容</th></tr>
<tr><td>運動・遊技施設</td><td rowspan="8">・21 時 30 分までの営業時間短縮の協力依頼
・酒類提供(*3)は 11 時～20 時 30 分とすることを要請

・ｲﾍﾞﾝﾄ開催制限の要件を準用した施設の運用を要請
・入場整理の実施を要請
・感染対策の徹底を要請
※あわせて酒類提供の場合の「一定の要件」(*4)を満たすことの協力要請</td></tr>
<tr><td>劇場、映画館等</td></tr>
<tr><td>集会・展示施設</td></tr>
<tr><td>博物館等</td></tr>
<tr><td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td></tr>
<tr><td>遊興施設</td></tr>
<tr><td>商業施設(生活必需物資を除く)</td></tr>
<tr><td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>イベント</td><td>〈国の開催基準を踏まえ決定〉
〔特措法第 24 条第９項〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>収容定員</th><th>人数上限</th></tr>
<tr><td>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</td><td>100%以内</td><td rowspan="2">5,000 人以下　又は収容定員の 50%以内(≦10,000 人)のいずれか大きい方</td></tr>
<tr><td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td><td>50%＊以内</td></tr>
</table>
（収容定員と人数上限のいずれか小さい方)
＊異なるｸﾞﾙｰﾌﾟ間では座席を１席空け、同一ｸﾞﾙｰﾌﾟ（５人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。
・21 時までの営業時間短縮を要請</td><td>〈国の開催基準を踏まえ決定〉
〔特措法第 24 条第９項〕
<table>
<tr><th>区　分</th><th>収容定員</th><th>人数上限</th></tr>
<tr><td>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</td><td>100%以内</td><td rowspan="2">5,000 人以下　又は収容定員の 50%以内(≦10,000 人)のいずれか大きい方</td></tr>
<tr><td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td><td>50%＊以内</td></tr>
</table>
（収容定員と人数上限のいずれか小さい方)
＊異なるｸﾞﾙｰﾌﾟ間では座席を１席空け、同一ｸﾞﾙｰﾌﾟ（５人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。
・21 時までの営業時間短縮を要請</td></tr>
<tr><td>出勤抑制</td><td>〔特措法第 24 条第９項〕
・「出勤者数の７割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(ﾃﾚﾜｰｸ)、ﾃﾚﾋﾞ会議などの推進を要請
・事業者に対し、出勤者数７割削減の実施状況の公表を要請</td><td>〔特措法第 24 条第９項〕
・「出勤者数の７割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(ﾃﾚﾜｰｸ)、ﾃﾚﾋﾞ会議などの推進を要請
・事業者に対し、出勤者数７割削減の実施状況の公表を要請</td></tr>
</table>

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可･喫茶店営業の許可を受けている施設
*2 食品衛生法の飲食店営業の許可･喫茶店営業の許可を受けていない施設
*3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む
*4 ｱｸﾘﾙ板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のﾏｽｸ着用の推奨、換気の徹底、同一ｸﾞﾙｰﾌﾟの同一ﾃｰﾌﾞﾙへの入店案内は原則4人以内